

北朝鮮に対する経済制裁の一部解除及び米国の北朝鮮に
対するテロ支援国家指定解除に反対する意見書

本県議会では、拉致問題の早期解決の促進を図るため、平成14年9月30日以降、数度にわたり意見書を議決するとともに、北朝鮮日本人拉致問題早期解決促進議員連盟を発足させ「北朝鮮による拉致被害者の家族連絡会」や「救う会」等との連携や要請活動を行ってきた。

北朝鮮による日本人拉致事件は、国家の主権と日本国民の生命・人権に関わる重大な問題であり、その真相究明と拉致被害者の一日も早い救出は、国民すべての願いである。

しかしながら、北朝鮮は、日本国民の拉致を正式に認めた平成14年9月の日朝首脳会談以降、今日に至るまで、我が国の拉致被害者5人とその家族を帰国させた以外に何ら対応をとらず、その姿勢からは、まったく誠意が感じられない。

このような中、国は、日朝実務者協議において北朝鮮が拉致問題の再調査を表明したことを受け、経済制裁の一部解除の方針を発表した。

本来であれば、北朝鮮が真摯な調査を実施し、すべての拉致被害者の帰国が実現した段階で制裁解除を検討すべきであり、このような国の対応は、拉致事件の早期全面解決を願うすべての国民にとって誠に憂慮すべき事態である。

よって、国におかれては、拉致問題で具体的な進展がない限り制裁解除を行わないという従来の方針を堅持するとともに、この問題に係る国際連携の要である米国に対して、テロ支援国家指定の解除を見直すよう最大限の外交努力を尽くすことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月10日

徳島県議会議長 福 山 守